

がれき受け入れ文書要請

4月6日まで
回答求める

首相名、道府県政令市に

政府は16日、東日本大震災で発生した岩手、宮城両県のがれきを被災地以外で受け入れる広域処理について、これまで受け入れを表明していない県など35道府県の知事や10政令指定都市の市長を対象に、野田佳彦首相名の要請文書を一斉送

付した。がれき処理特別措置法に基づいて広域処理推進に向けた政府の姿勢を明確に示すことで、自治体に協力を強く促す。

【3面に関連】
細野豪志環境相名の要請文書も併せて出し、受け入れの検討状況について、4

月6日までに文書で回答するよう求めた。首相名の文書は、被災地での災害廃棄物の処理について「復旧復興の大前提」とした上で、岩手県で通常の11年分、宮城県で19年分という膨大ながれきが発生したことを強調。処理能力が大幅

に不足している被災地の現状を踏まえ、積極的な協力を求めた。

環境相名では、がれきの種類ごとの発生量や各地域で測定された放射性セシウム濃度の結果も示した上で、民間の処理施設やセメント工場、バイオマス発電施設も活用した受け入れを要請した。政府は、すでに協力を表明している都府県や政令市に対し、受け入れを求めるがれきの種類や量、発生した自治体名など

を示した要請文書を来週以降に出す方針。

がれきの広域処理をめぐる16日、篠田昭新潟市長が周辺市と分散して受け入れる考えを表明。1993年の北海道南西沖地震で津波被害を受けた北海道奥尻島の奥尻町も検討していることが分かったほか、沖縄県恩納村議会もがれき受け入れを村に要請する決議を全会一致で可決するなど、受け入れに向けた動きが強まりつつある。